

官報

号外

昭和六十年四月四日

○第一百二回 衆議院会議録 第十九号

昭和六十年四月四日(木曜日)

議事日程 第十六号

昭和六十年四月四日

正午開議

第一 職業訓練法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 基盤技術研究円滑化法案(内閣提出)

第三 貿易研修センター法を廃止する等の法律案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) これより会議を開きます。

午後零時三分開議

日程第一 職業訓練法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第一、職業訓練法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長戸井田三郎君。

職業訓練法の一部を改正する法律案及び同報告書

書

[本号末尾に掲載]

日程第二 基盤技術研究円滑化法案(内閣提出)

日程第三 貿易研修センター法を廃止する等の法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 職業訓練法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 貿易研修センター法を廃止する等の法律案(内閣提出)

法律案(内閣提出)

○戸井田三郎君 ただいま議題となりました職業訓練法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における経済社会の変化に対応するため、事業主の行う多様な職業能力の開発及び向上を促進する施策を充実するとともに、公共職業訓練の彈力的な実施を確保しようとするもので、その主な内容は、

第一に、法律の題名を「職業能力開発促進法」に改めること、
第二に、職業能力開発の促進の基本理念について、職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に

行われるものとして明確にするとともに、職業能力の開発及び向上は労働者の自發的な努力を尊重するよう配慮し、また、事業主等の自主性を尊重して行われるものとすること、

第三に、事業主は、労働者に対し、他の施設により行われる教育訓練を受けさせ、または有給教育訓練休暇の付与等必要な援助を行うことにより、その職業能力の開発及び向上を図るものとすること、

第四に、事業主は、職業能力の開発及び向上を段階的かつ体系的に促進するための計画を作成するよう努めるものとするとともに、職業能力開発推進者を設置するよう努めるものとすること、

第五に、国及び都道府県が事業主等に対して行う援助の措置について、職業能力開発推進者に対する講習の実施、情報、資料の提供等を適切かつ規定を設けるものとすること、

第六に、公共職業訓練施設について委託訓練制度の積極的活用を図るとともに、訓練基準及び指導員免許の見直しを行うものとすること、

第七に、都道府県立職業訓練施設の運営費についての補助方式を負担金方式から交付金方式に改めるものとすること

等であります。

本案は、去る二月十四日付託となり、同月二十六日山口労働大臣から提案理由の説明を聴取し、四月二日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(坂田道太君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 基盤技術研究円滑化法案(内閣提出)

日程第三 貿易研修センター法を廃止する等の法律案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第二、基盤技術研究円滑化法案、日程第三、貿易研修センター法を廃止する等の法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長柏谷茂君。

基盤技術研究円滑化法案及び同報告書
貿易研修センター法を廃止する等の法律案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

○柏谷茂君 ただいま議題となりました両案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、基盤技術研究円滑化法案について申し上げます。

御承知のとおり、今日、世界経済は新たな技術革新の胎動期を迎えており、技術開発の重要性に対する認識は各國共通のものとなつております。

現在、欧米諸国は国を挙げて先端的な技術開発に取り組んでおりますが、我が国としても、国際経済社会の有力な一員として、技術開発に積極的に取り組むことが必要となつております。

本案は、このような観点から、国民経済及び民生の基盤の強化に大きく寄与する基盤技術分野の基礎、応用研究段階の技術開発について、民間活力が最大限に發揮されるよう、その環境条件の整備を図らうとするものであります。

その主な内容は、

第一に、政府は、基盤技術に関する試験研究を

山本	幸雄君
閔	讓君
辻	一彦君
伊吹	文明君
山本	幸雄君
串原	義直君
嶋崎	讓君
田中	秀征君
保利	耕輔君
辻	一彦君
閔	晴正君
嶋崎	讓君

		科学技術委員
	辞任	
小澤	克介君	
上坂		上坂
	昇君	昇君
		補欠
議案提出		
一、昨三日、議員から提出した議案は次のとおりである。		
原子弹爆弾被爆者等援護法案（森井忠良君外十四		

國債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案
案(内閣提出第一〇号)
産業投資特別会計法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一一号)
以上三件 大蔵委員会付託
一、昨三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

一、去る二日、参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

道路運送法の一部を改正する法律案

(質問主意書提出)

一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国語問題に関する質問主意書(滝沢幸助君提出)
戸籍法第五十条に関する質問主意書(滝沢幸助君提出)
吉澤出

商工委員	伊吹	山岡	謙藏君	文明君	伊吹	山岡	謙藏君	文明君
	文明君							

昨日三日 内閣から提出した議案に於けるとの事である。
米州投資公社を設立する協定の締結について重
認を求めるの件

認を求めるの件(条約第六号)
一、昨三日、予備審査のため内閣から送付された
議案は次の委員会に付託された。

とおりである。
二・四・五一T系除草剤の廃棄処分にかかる具体的な処理方法に関する質問主意書（松浦利尚君提出）

(議案受領)

一、昨二日、予備審査のため内閣から送付された
次の議案を受領した。
万国郵便連合憲章の第三追加議定書の締結について承認を求めるの件
万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件
小包郵便物に関する約定の締結について承認を
求めるの件
郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定の締
結について承認を求めるの件
郵便小切手業務に関する約定の締結について承
認を求めるの件

(議案付託)

一、去る二日、委員会に付託された議案は次のと
おりである。
昭和六十年度の財政運営に必要な財源の確保を

（子） いて承認を求めるの件（条約第七号）（子）
万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件（条約第八号）（子）
小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件（条約第九号）（子）
郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定の締結について承認を求めるの件（条約第一〇号）（子）
郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件（条約第一一号）（子）
以上五件 外務委員会 付
（議案送付）

（子） 一、去る二日、參議院に送付した内閣提出案は大
のとおりである。
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務す
る外務公務員の給与に関する法律の一部を正
する法律案

（答弁書受領）
一、去る二日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員上原康助君提出冲縄の米軍基地内の未契約者所有の土地に対する強制使用に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和六十年三月十一日
提出者 上原 康助
衆議院議長 坂田 道太殿
沖縄の米軍基地内の未契約者所有の土地に対する強制使用に関する質問主意書
一九八四年十一月三十日、那覇防衛施設局は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協定及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域

一、去る二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

在外公館の名称並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一九八四年十一月三十日、那覇防衛施設局は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協定及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域

びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法」(以下「米軍用地収用特措法」という。)に基づく手続を開始した。

この「米軍用地収用特措法」の発動は、過去において米軍が沖縄県民の土地を「銃剣とブルドーザー」で次々と強制接収してきた行為と何ら変わりないものであると同時に、一九七七年五月十四日、「公用地等暫定使用法」の期限切れに伴う四日間の不法占拠といふ暴挙とともに、永遠に糾弾されるべきものである。

さらに「米軍用地収用特措法」は、恒久平和主義を定めた憲法の前文及び第九条に違反することは明白であり、財産権の保障を定めた憲法第二十九条にも違反するものである。

従つて、今回の「米軍用地収用特措法」の発動を、政府として即刻撤回されることを強く要求し、次の事項について質問する。

一 政府は、一九七二年の沖縄復帰時より今回の「米軍用地収用特措法」の発動を含めて、実に四度目の在沖米軍基地内の未契約者に対する「強制使用」の措置を講じてきたが、そのそれぞれについての根拠法、軍事施設との件数、所有者数、面積及び使用期間を明らかにされたい。

二 一九八四年十一月三十日の「米軍用地収用特措法」に基づく意見照会手続の開始以来、現在まで二カ月余が経過しているにもかかわらず、政府は、対象土地の使用期間を明示していない。

そもそも国民の貴重な財産を「強制使用」しようとする立場にある者が、その使用期間を明示しないとは言語道断といわなければならない。

一九八〇年十二月五日付の私の質問主意書に対

しては、意見照会手続より一ヶ月も経過していないにもかかわらず、「五年を超えない範囲内でそ

の使用期間を定めることを予定している」と明言しているのである。

今回、「米軍用地収用特措法」により使用しようとしている土地の使用期間を米軍施設ごとに明確に答弁されたい。

三 一九五二年に施行された「米軍用地収用特措法」を現在までに適用した例はあるか。

あるとすればその施設名、件数、所有者数、面積、使用期間及び裁決年月日をそれぞれ明らかにされたい。

四 今回、「米軍用地収用特措法」を適用しようとすると対象土地のうち、地籍が確定していない土地はあるか。

あるとすればその土地が所在する施設名、件数、所有者数及び面積を明らかにされたい。

五 一九五二年に施行された「米軍用地収用特措法」の要件を満たしているとはこれまで到底考えられないが、政府の見解はどうか。

六 同様に「地位協定」第二条第四項(2)に基づく一時使用権によつて自衛隊が使用している土地については、「米軍用地収用特措法」を適用することは不可能であると考えるが、政府の見解はどうか。

七 同様に「地位協定」第二条第四項(2)に基づく一時使用権によつて自衛隊が使用している土地については、「米軍用地収用特措法」を適用することは不可能であると考えるが、政府の見解はどうか。

八 同様にいわゆる黙認耕作地を米軍の用に供することが、「適正且つ合理的」の要件を満たしていとは考えられないが、政府の見解はどうか。

九 同様に米軍基地内のゴルフ場は、「適正且つ合理的」の要件を満たしているとはこれまで到底考えられないが、政府の見解はどうか。

十 前回の「米軍用地収用特措法」の発動開始は、「強制使用」期限前、およそ一年半前であったが、今回の再発動開始はおよそ二年半前である。前回に比べて一年早く発動しているがその理由は何か。

十一 現在、いわゆる「一坪反戦地主」は何名おられるか。並びにその方が所有する土地の施設名、件数及び面積について、明らかにされたかにされたい。

十二 「米軍用地収用特措法」を適用しようとして

等を提供しているからといえども、それが即

「適正且つ合理的」な要件を満たすものではないと考えるが、政府の見解はどうか。

六 例えば、「地位協定」第三条の米軍施設管理権によつて米軍の管理下にありながら、現実には自衛隊が使用している基地については「適正且つ合理的」の要件を欠くものであり、そのような土地に対し「米軍用地収用特措法」を適用することは不可能であると考えるが、政府の見解はどうか。

七 同様に「地位協定」第二条第四項(2)によつて、那覇市基本構想は、「軍事基地を早急に解放させ、その跡地を市民のための平和で豊かな生活の場として活用する」と述べている。同構想を実現する上で、小禄地区並びに牧港住宅地区の米軍用地の返還が不可欠と考えるが、これらの地区の返還見通しはどうか。

八 同様に「地位協定」第二条第四項(2)によつて、那覇市基本構想は、「軍事基地を早急に解放させ、その跡地を市民のための平和で豊かな生活の場として活用する」と述べている。同構想を実現する上で、小禄地区並びに牧港住宅地区の米軍用地の返還が不可欠と考えるが、これらの地区の返還見通しはどうか。

九 同様に「地位協定」第二条第四項(2)によつて、那覇市基本構想は、「軍事基地を早急に解放させ、その跡地を市民のための平和で豊かな生活の場として活用する」と述べている。同構想を実現する上で、小禄地区並びに牧港住宅地区の米軍用地の返還が不可欠と考えるが、これらの地区の返還見通しはどうか。

十 同様に「地位協定」第二条第四項(2)によつて、那覇市基本構想は、「軍事基地を早急に解放させ、その跡地を市民のための平和で豊かな生活の場として活用する」と述べている。同構想を実現する上で、小禄地区並びに牧港住宅地区の米軍用地の返還が不可欠と考えるが、これらの地区の返還見通しはどうか。

十一 同様に「地位協定」第二条第四項(2)によつて、那覇市基本構想は、「軍事基地を早急に解放させ、その跡地を市民のための平和で豊かな生活の場として活用する」と述べている。同構想を実現する上で、小禄地区並びに牧港住宅地区の米軍用地の返還が不可欠と考えるが、これらの地区の返還見通しはどうか。

十二 同様に「地位協定」第二条第四項(2)によつて、那覇市基本構想は、「軍事基地を早急に解放させ、その跡地を市民のための平和で豊かな生活の場として活用する」と述べている。同構想を実現する上で、小禄地区並びに牧港住宅地区の米軍用地の返還が不可欠と考えるが、これらの地区の返還見通しはどうか。

沖縄における公用用地等の暫定使用に係る法律（昭和四十六年法律第二百三十一号）に基づき昭和四十七年五月十五日以後において使用した土地に係る施設名等は、別表第一のとおりであり、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第二百四十号）、「駐留軍用地特措法」として「駐留軍用地特措法」（昭和五十七年五月十五日以後において使用した土地に係る施設名等は、別表第一のとおりである。

また、今回、駐留軍用地特措法に基いて使用しようとする土地に係る施設名等は、別表第三のとおりや、これらの土地の使用期間は未定である。

IIII-1-1-1
駐留軍用地特措法の施行の日以後において、駐留軍用地特措法に基いて使用し、又は取用した土地等に係る施設名等は、一及び二のとおりにして述べたものを除き、別表第四のとおりである。

IIII-1-1-2
今回、駐留軍用地特措法に基いて使用しようとする土地の所有者が、複数へ比べて増加したことを如くあるものである。

IIII-1-1-3
嘉手納飛行場に所在する嘉手納町字東野理原三五〇番、三五一番及び三八一番の三筆の土地に係る所有者は、昭和六十年三月三十日現在、千六百九十九名と承知しておる。これらの土地の面積は、約一千百平方メートルである。

IIII-1-1-4
今回、駐留軍用地特措法に基いて使用しようとする土地の所有者が、複数へ比べて増加したことを如くあるものである。

IIII-1-1-5
那覇港湾施設につながり、移設先の選定が困難である。当該施設のうち貯油施設地区を除く現地に即して特定であるので、駐留軍用地特措法第四条の使用認定申請書

の添付書類である土地等の調査及び図面並びに駐留軍用地特措法第十四条の規定により適用される土地取用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十六条の土地調査の作成は可能である。

日本政府は、従来から、日米安全保障条約第五から九までに亘り、「適正且い合理的である」として、日米安全保障条約第六条に規定する目的達成のため駐留する米軍が施設及び区域として土地を使用することを以て、その必要性が客観的に認められるものである。

日本政府は、この目的達成と沖縄振興開発計画の推進との間に、現在、移設工事を実施中であり、工事の完了後、返還される予定である。そこで承認された施設及び区域の整理統合計画を実施しておこなうことになり、今後とも、その推進に努めたい」と。

右答弁である。

別表第一

施 設 名	件 数	面 積
北 部 訓 練 場	2	5,967
北 奥 國 レ 斯 ト・セ ン タ ー	4	68
伊 江 島 補 助 飛 行 場	75	746
八 重 岛 通 信 所	2	37
キ ャ ン プ・シ ュ ワ ブ	9	15,179
キ 边 野 古 弹 草 庫	1	663
キ ャ ン プ・ハ ソ ゼ ネ	3	1,171
屋 嘉 レ ス ト・セ ン タ ー	1	0.3
金 武 レ ッ ド・ビ ー チ 訓 練 場	4	7
金 武 ブ ル ー・ビ ー チ 訓 練 場	4	3
ボ ロ ー・ボ イ ン ト 射 撃 場	435	976
嘉 手 納 弾 草 庫 地 区	207	9,857
嘉 知 花 サ イ ト	1	92
川 陸 軍 補 助 施 設	2	0.4
谷 陸 軍 補 助 施 設	15	20
辺 通 信 所	80	108
谷 边 通 行 場	44	59
願 機 橋	1	1
キ ャ ン プ・コ ー ト ニ ー	4	6
天 願 通 信 所	75	75

官報 (號外)

備考：上　長川村側は、昭和廿一年九月二十日から廿五年を越えて、輪田川（この川）

別表第二

施設名	件数	所有者数	面積 千m ²	使用期間 年
伊江島補助飛行場	26	28	404	5
嘉手納弾薬庫地区	13	20	51	5
読谷補助飛行場	1	1	5	5
キャンブ・シールズ施設	2	2	6	6
トリイ通信飛行場	11	11	24	5
嘉手納飛行場	29	36	104	5
桑慶飛行場	5	5	20	5
瑞飛行場	10	17	5	5
天閻補給場	5	16	5	5
普牧港	8	8	10	5
牧港	8	24	6	5
住宅	8	8	6	5

官 告 報 (号 外)

那霸港湾施設	1	1
陸軍貯油施設	3	3
	4	4
	4	4
	6	15
		1
		5
		2
		5

別表第三

施設名	件数	所有者数	面積 ^{千m²}
飛行場	27	31	404
飛行場	13	20	51
飛行場	1	1	1
飛行場	2	2	3
飛行場	11	15	24
飛行場	32	15	1,726
飛行場	5	5	104
飛行場	10	10	20
飛行場	5	5	15
飛行場	7	5	14
飛行場	3	8	10
飛行場	4	3	15
飛行場	4	4	6

備考：件数、所有者数及び面積は、昭和60年3月20日現在のものである。

別表第四

施設名	使用区分	所有者数	数	量	使用期間	裁決年月日
横浜自動車部隊	使用	3	土地	20坪	3年2月	昭28. 1.13
		1	地	23坪	1年	"
		2	地	4坪	2年	"
		3	地	13坪	3年	昭31. 3.27
		2	地	34坪	2年	昭28. 1.13
1号住宅地区						

昭和六十年四月四日 衆議院会議録第十九号 朗読を省略した議長の報告

1号住宅地	26	1年	昭28. 1.13
2号国	24	2年	"
岩	108	2年	昭28. 1.19
キャソブ・カーパー	45	2年1月	昭28. 1.21
アメリカ村住宅地区	—	—	昭30. 3. 1
三菱商事ビル	258	1年	昭28. 1.27
U.S.ハウス(名古屋市)	1,050	1年	"
通信信田	219	1年	"
横	441	1年	"
八重州ビル軍属宿舎	1,132	1年	"
横田飛行場	250	1年	昭28. 4. 9
U.S.ハウス(岡山市)	1,132	1年	"
立川飛行場兵舎地区	257	1年8月	昭28. 4.16
アーニー・ペイル劇場	—	—	昭32. 4. 4
黒髪山住宅地区	1式	2年5月	昭28. 4.16
黒髪人将校宿舎	610	1年8月	昭28. 4.23
串岸根	343	10月	昭28. 5.21
第一ホテル士官宿舎	97	—	昭28. 6.30
大阪ビル婦人宿舎	108,665	—	昭28. 7.15
相模原家族住宅地区	1,175	1年6月	昭28. 7.15
根岸住宅地区	4,794	—	昭28. 7.15
	1,439	—	昭28. 7.15
	665	1月	昭28. 7.25
	518	—	昭28. 7.25
	2,471	—	昭29. 7. 6
	20,283	1年7月	昭30. 9.15
	1,393	8月	昭31. 2.16
	5,394	—	昭31. 2.16
	1式	—	昭32. 1.27
	1,056	2年	昭32. 1.27
	6,387	6年	昭33. 3.27
	1式	2年5月	昭36. 10.12

別表第五

施設名	件数	所有者数	面積
キャノブ・シールズ	2	2	千m ² 3
手納飛行場	6	1,693	21
キャンブ飛行場	2	2	4
普天間飛行場	2	2	9
牧港補給地区	2	2	2

備考：件数、所有者数及び面積は、昭和60年3月20日現在のものである。

職業訓練法の一部を改正する法律案

右

國会に提出する。
昭和六十年二月十二日
内閣總理大臣 中曾根康弘

職業訓練法の一部を改正する法律

部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)の一部

を次のように改める。

職業訓練法(第五条 第七条)

第三章 職業訓練計画(第八条 第二十六条)

第一節 職業訓練の実施(第八条 第二十七条 第三十一条)

第二節 職業訓練指導員等(第二十七条 第三十一条)

第三節 事業主等の行う職業訓練に対する援助助成等(第三十条の二 第三十条の四)

第四節 職業能力開発計画(第五条 第七条)

第五節 職業能力開発の促進(第五条 第七条)

第六節 職業能力開発の促進(第五条 第七条)

第七節 職業能力開発の促進(第五条 第七条)

第八節 職業能力開発の促進(第五条 第七条)

第九節 職業能力開発の促進(第五条 第七条)

第十節 職業能力開発の促進(第五条 第七条)

第十一節 職業能力開発の促進(第五条 第七条)

第十二節 職業能力開発の促進(第五条 第七条)

第十三節 職業能力開発の促進(第五条 第七条)

第十四節 職業能力開発の促進(第五条 第七条)

第十五節 職業能力開発の促進(第五条 第七条)

第十六節 職業能力開発の促進(第五条 第七条)

を促進し」と改める。

第一条中「船員を除く」の下に「第九十九条第一項において「雇用労働者」という」を加え、「同項」を「同法第六条第一項」と改める。

第三条の見出しを削り、同条第一項を次のように改める。

職業訓練及び技能検定は、前条の基本理念に従い、かつ、職業訓練に於ては訓練を受ける労働者の自發的な職業能力の開発及び向上のための努力を助長するように配慮して行われ、技能検定にあつては職業能力についてその到達した段階」との評価が適正になされるように行われ、あわせて、職業訓練と技能検定とが相互に密接な関連の下に行われなければならない。

第三条第二項を削り、同条第三項中「もとに行なわれ」を「下に行われ」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「行なわれ」を「行なわれ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「行なわれ」を「行なわれ」に改め、同項を同条第五項とし、同条を第三条の二とする。

第二条の次に次の見出し及び一条を加える。

(職業能力開発促進の基本理念)
第三条 職業に必要な労働者の能力(以下「職業能力」という。)を開発し、及び向上させると、職業の安定及び労働者の地位の向上のため不可欠であるとともに、経済及び社会の発展の基礎をなすものである」とにかんがみ、この法律の規定による職業能力の開発及び向上の促進は、労働者各人の希望、適性、職業経験等の条件に応じて雇用及び産業の動向、技術の進歩、産業構造の変動、経済活動の国際化等に即

応できるものであつて、その職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行われる」とを基本理念とする。

第四条第一項中「又は技能検定」を「技能検定等」に、「行うように」を「行うこと等によりその労働者に係る職業能力の開発及び向上の促進に」に改め、同条第一項中「に対して」を「の自主的な努力を尊重しつゝ、その実情に応じて」に、「内容の充実を図るよう」を「その内容の充実並びに労働者が職業訓練、技能検定等を受けることを容易にするために事業主の講ずる措置等の奨励に」に改め、同条第一項中「職業訓練の実施」に、「実施並びに」を「職業訓練の実施」に、「実施並びに」を「実施」に、「円滑な実施」を「円滑な実施等」に改める。

第五条の見出しを「職業能力開発基本計画」に改め、同条第一項中「職業訓練及び技能検定」を「職業能力の開発(職業訓練、技能検定その他との他)」の法律の規定による職業能力の開発及び向上をいう。次項及び次条第一項において同様」とし、「職業訓練基本計画」を「職業能力開発基本計画」に改め、同条第一項中「職業能力開発基本計画」を「職業能力開発基本計画」に改め、同項第一号中「技能労働力」の下に「等の労働力」を加え、同項第二号及び第三号中「職業訓練及び技能検定」を「職業能力の開発」に改め、同条第三項中「職業訓練基本計画」を「職業能力開発基本計画」に改め、「技能労働力」の下に「等の労働力」を、「企業規模別」の下に「年齢別」を加え、同条第四項中「職業訓練基本計画」を「職業能力開発基本計画」に改め、同条第五項中

「職業訓練基本計画」を「職業能力開発基本計画」に、「あたつて」を「当たつて」に、「中央職業訓練審議会」を「中央職業能力開発審議会」に、「きく」を「聴く」に改め、同条第六項及び第七項中「職業訓練基本計画」を「職業能力開発基本計画」に改める。

第六条の見出しを「都道府県職業能力開発計画」に改め、同条第一項中「職業訓練基本計画」を「職業能力開発基本計画」に、「行なわれる職業訓練及び技能検定」を「行われる職業能力の開発」と、

「都道府県職業訓練計画」を「都道府県職業能力開発計画」に改め、同条第二項中「都道府県職業訓練計画」を「都道府県職業能力開発計画」に、「あたつて」を「当たつて」に、「都道府県職業訓練審議会」を「都道府県職業能力開発審議会」に、「きく」を「聴く」に改め、同条第三項中「都道府県職業訓練計画」を「都道府県職業能力開発計画」に改める。

第七条中「職業訓練基本計画又は都道府県職業訓練計画」を「中央職業能力開発審議会又は都道府県職業能力開発審議会」に、「きい」を「聴いて」に、「について」を「その他関係労働者に係る職業能力の開発及び向上を促進するための措置の実施に関して」に改める。

「第三章 職業訓練」を「第三章 職業能力開発」の促進に改める。

「第一節 職業訓練の実施」を「第一節 事業主等の行為職業能力開発促進の措置」に改める。

第八条の見出しを削り、同条中「労働者は」を「事業主は、その雇用する労働者が」に、「受けけること」を「受ける等職業能力の開発及び向上を図ること」と、「職業訓練を受ける機会」を「その機会」に、

「事業主並びに国及び都道府県が行う職業訓練に関する」を「次条及び第十条に定める」に、「配慮される」を「配慮する」に改め、同条第二号中「養成調査を受けた労働者その他」を削り、「有する労働者」の下に「(職業に必要な基礎的な技能を有しないものを除く。)」を加え、同条の前に見出しどして「(多様な職業能力開発の機会の確保)」を付す。

「事業主並びに国及び都道府県が行う職業訓練に関する」を「次条及び第十条に定める」に、「配慮さ

れる」を「配慮する」に改め、同条第二号中「養成調査を受けた労働者その他」を削り、「有する労働者」の下に「(職業に必要な基礎的な技能を有しないものを除く。)」を加え、同条の前に見出しどして「(多様な職業能力開発の機会の確保)」を付す。

第九条から第十四条までを次のよう改める。

第九条 事業主がその雇用する労働者に対して職業訓練を行う場合には、その労働者の業務の遂行の過程において又は当該業務の遂行の過程外において、自ら又は共同して行うほか、第十九条から第十四条までを次のよう改める。

第六条第四項に規定する公共職業訓練施設その他

能力開発推進者」という。)を委託するよう努めなければならない。

一 前条の計画を作成し、その計画の円滑な実

施を図るための業務

二 第九条及び第十条に定める措置に関し、そ

の雇用する労働者に対する相談、指導等

の業務

三 情報及び資料を提供すること。

四 第十一条の計画の作成及び実施に関する助

言及び指導その他の職業能力の開発及び向上の促進に関する技術的な援助を行うこと。

五 職業能力開発推進者の講習の実施及び職業

能力開発推進者相互の啓発の機会の提供を行

うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、第十六条第四

項に規定する公共職業訓練施設を使用させる

等の便益を提供すること。

七 特別の措置を講ずることができる。

八 等に対し援助を行う場合には、中央職業能力開

能力開発協会又は都道府県職業能力開発協会と密接な連携の下に行うものとする。

九 条の規定による年次有給休暇として与えられ

るものと除く。)をいう。

(計画的な職業能力開発の促進)

第十二条 事業主は、その雇用する労働者に係る職業能力の開発及び向上が段階的かつ体系的に行われることを促進するため、前一条に定める措置に關する計画を作成するよう努めなければならない。

第十三条 事業主等に対する援助

第十四条 国及び都道府県は、事業主等の行う職業訓練及び労働者が職業訓練、技能検定等を受けることを容易にするために事業主の講ずる措置に関し、次の援助を行なうように努めなければならない。

一 第二十七条第一項に規定する職業訓練指導員を派遣すること。

二 委託を受けて職業訓練の一部を行なうこと。

三 情報及び資料を提供すること。

四 第十一条の計画の作成及び実施に関する助

言及び指導その他の職業能力の開発及び向上の促進に関する技術的な援助を行うこと。

五 職業能力開発推進者の講習の実施及び職業

能力開発推進者相互の啓発の機会の提供を行

うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、第十六条第四

項に規定する公共職業訓練施設を使用させる

等の便益を提供すること。

七 特別の措置を講ずることができる。

八 等に対し援助を行う場合には、中央職業能力開

能力開発協会又は都道府県職業能力開発協会と密接な連携の下に行うものとする。

九 条の規定による年次有給休暇として与えられ

るものを除く。)をいう。

(計画的な職業能力開発の促進)

第十二条 事業主は、その雇用する労働者に係る職業能力の開発及び向上が段階的かつ体系的に行われることを促進するため、前一条に定める措置に關する計画を作成するよう努めなければならない。

第十三条 事業主等に対する援助

第十四条 国及び都道府県は、事業主等の行う職業訓練及び労働者が職業訓練、技能検定等を受けることを容易にするために事業主の講ずる措置に関し、次の援助を行なうように努めなければならない。

一 第二十七条第一項に規定する職業訓練指導員を派遣すること。

二 委託を受けて職業訓練の一部を行なうこと。

三 情報及び資料を提供すること。

四 第十一条の計画の作成及び実施に関する助言及び指導その他の職業能力の開発及び向上の促進に関する技術的な援助を行うこと。

五 職業能力開発推進者の講習の実施及び職業能力開発推進者相互の啓発の機会の提供を行なうこと。

六 前各号に掲げるもののほか、第十六条第四項に規定する公共職業訓練施設を使用させる等の便益を提供すること。

七 特別の措置を講ずることができる。

八 等に対し援助を行う場合には、中央職業能力開発協会又は都道府県職業能力開発協会と密接な連携の下に行うものとする。

九 条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。)をいう。

(計画的な職業能力開発の促進)

第十二条 事業主は、その雇用する労働者に係る職業能力の開発及び向上が段階的かつ体系的に行われることを促進するため、前一条に定める措置に關する計画を作成するよう努めなければならない。

第十三条 事業主等に対する援助

第十四条 国及び都道府県は、事業主等の行う職業訓練及び労働者が職業訓練、技能検定等を受けることを容易にするために事業主の講ずる措置に関し、次の援助を行なうように努めなければならない。

一 第二十七条第一項に規定する職業訓練指導員を派遣すること。

二 委託を受けて職業訓練の一部を行なうこと。

三 情報及び資料を提供すること。

四 第十一条の計画の作成及び実施に関する助言及び指導その他の職業能力の開発及び向上の促進に関する技術的な援助を行うこと。

五 職業能力開発推進者の講習の実施及び職業能力開発推進者相互の啓発の機会の提供を行なうこと。

六 前各号に掲げるもののほか、第十六条第四項に規定する公共職業訓練施設を使用させる等の便益を提供すること。

七 特別の措置を講ずることができる。

八 等に対し援助を行う場合には、中央職業能力開発協会又は都道府県職業能力開発協会と密接な連携の下に行うものとする。

九 条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。)をいう。

(計画的な職業能力開発の促進)

第十二条 事業主は、その雇用する労働者に係る職業能力の開発及び向上が段階的かつ体系的に行われることを促進するため、前一条に定める措置に關する計画を作成するよう努めなければならない。

第十三条 事業主等に対する援助

第十四条 国及び都道府県は、事業主等の行う職業訓練及び労働者が職業訓練、技能検定等を受けることを容易にするために事業主の講ずる措置に関し、次の援助を行なうように努めなければならない。

一 第二十七条第一項に規定する職業訓練指導員を派遣すること。

二 委託を受けて職業訓練の一部を行なうこと。

三 情報及び資料を提供すること。

四 第十一条の計画の作成及び実施に関する助言及び指導その他の職業能力の開発及び向上の促進に関する技術的な援助を行うこと。

五 職業能力開発推進者の講習の実施及び職業能力開発推進者相互の啓発の機会の提供を行なうこと。

六 前各号に掲げるもののほか、第十六条第四項に規定する公共職業訓練施設を使用させる等の便益を提供すること。

七 特別の措置を講ずることができる。

八 等に対し援助を行う場合には、中央職業能力開発協会又は都道府県職業能力開発協会と密接な連携の下に行うものとする。

九 条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。)をいう。

(事業主等に対する助成等)

第十四条の二 国は、事業主等の行う職業訓練の振興を図り、及び労働者に対する第十条第二項に規定する有給教育訓練休暇の付与その他労働者が第十六条第四項に規定する公共職業訓練施設等の行う職業訓練等を受けることを容易にするための援助等の措置が事業主によつて講ぜられるることを奨励するため、事業主等に対する助成その他の必要な措置を講ずることができる。

(職業能力の開発に関する調査研究等)

第十四条の三 国は、中央職業能力開発協会の協力を得て、職業訓練その他職業能力の開発及び向上に關し、調査研究及び情報の収集整理を行い、事業主、労働者その他の関係者が当該調査研究の成果及びその情報を利用することができるように努めなければならない。

3 公共職業訓練施設の長は、公共職業安定所長との密接な連携の下に、公共職業訓練を受ける求職者の就職の援助に關し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十七条から第二十二条まで並びに第三章第二節及び第三節の節名を削り、第二十三条の前に次の四条を加える。

(職業訓練の基準)

第十九条 公共職業訓練施設は、職業訓練の水準の維持向上のための基準として当該職業訓練の訓練課程ごとに教科、訓練時間、設備その他の労働省令で定める事項に関し労働省令で定める基準に従い、第十五条第一項各号に掲げる職業訓練を行ふものとする。

2 前項の訓練課程の区分は、労働省令で定める。

(教材)

第二十条 公共職業訓練施設の行う第十五条第一項各号に掲げる職業訓練(以下「公共職業訓練」という。)においては、労働大臣の認定を受けた教科書その他の教材を使用するよう努めなければならない。

(技能照査)

第二十一条 公共職業訓練施設の長は、公共職業訓練(養成訓練のうち労働省令で定める訓練課程のものに限る。)を受ける者に対し、技能の照査(以下この条において「技能照査」という。)を行わなければならぬ。

2 技能照査に合格した者は、技能士補と称することができる。

3 技能照査の基準その他技能照査の実施に關し必要な事項は、労働省令で定める。

(修了証書)

第二十二条 公共職業訓練施設の長は、公共職業訓練を修了した者に対して、労働省令で定めるところにより、修了証書を交付しなければならない。

第十六条中「發揮できるよう」を「發揮することができるよう」に改め、同条に次の二項を加える。

2 国、都道府県及び市町村は、職業訓練を行つた者に対する援助を行うことによる。

3 国、都道府県及び市町村が設置する前条第二項各号に掲げる施設(以下「公共職業訓練施設」という。)は、当該各号に規定する職業訓練を行ふほか、次に掲げる業務を行ふことができる。

3 公共職業訓練施設の長は、公共職業安定所長との密接な連携の下に、公共職業訓練を受ける求職者の就職の援助に關し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十七条から第二十二条まで並びに第三章第二節及び第三節の節名を削り、第二十三条の前に次の四条を加える。

2 国、都道府県及び市町村は、職業訓練の実施等に當たり、関係地域における労働者の職業の安定及び産業の振興に資するように、職業訓練の開始の時期、期間及び内容等について十分配慮するものとする。

第十六条を第十八条とし、同条の前に次の二条を加える。

2 前項の訓練課程の区分は、労働省令で定める。

(名称使用の制限)

第十七条 公共職業訓練施設でないもの(第二十五条の規定により設置される施設を除く。)は、その名称中に職業訓練校、職業訓練短期大学校、技能開発センター又は身体障害者職業訓練校という文字を用いてはならない。

第十五条を第十六条とし、同条の前に次の二項を加える。

3 同条第五項中「第二項」を「第一項」とし、第三項を第二項とし、第六項を第七項とし、

同条第五項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を

し、第三項を第二項とし、第六項を第七項とし、

同条第五項中「第一項」を「第二項」とし、

同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、

同項の前に次の二項を加える。

3 国、都道府県及び市町村が前条第二項各号に掲げる施設を設置して職業訓練を行う場合は、当該施設内において行うほか、職業を転換しようとする労働者等に対して迅速かつ効果的な職業訓練を実施するため必要があるときは、

職業能力の開発及び向上について適切と認められる他の施設により行われる教育訓練を当該施設の行う職業訓練とみなし、当該教育訓練を受けさせることによって行うことができる。

4 国、都道府県及び市町村が設置する前条第二項各号に掲げる施設(以下「公共職業訓練施設」という。)は、当該各号に規定する職業訓練を行ふほか、次に掲げる業務を行ふことができる。

一 公共職業訓練施設以外のものの行う職業訓練について援助を行うこと。

2 前項の場合において、同項各号に掲げる職業訓練に関しては、国及び都道府県は、次の各号に掲げる施設を次条に定めるところにより設置して、当該施設の区分に応じ当該各号に規定する職業訓練を行うものとする。

二 向上訓練

3 能力再開発訓練

2 前項の場合において、同項各号に掲げる職業訓練に関しては、国及び都道府県は、次の各号に掲げる施設を次条に定めるところにより設置して、当該施設の区分に応じ当該各号に規定する職業訓練を行うものとする。

一 職業訓練校(養成訓練(次号の労働省令で定めるものを除く。)、向上訓練及び能力再開発訓練を行うための施設をいう。以下同じ。)

2 職業訓練短期大学校(養成訓練(将来高度の技能を有する労働者となるために必要な基礎的な技能を習得させるための訓練課程の養成訓練として労働省令で定めるものに限る。)を

いる者に対して、必要な技能を習得させるための訓練を行うこと。

四 前二号に掲げるもののほか、職業訓練その他この法律の規定による職業能力の開発及び向上に關し必要な業務で労働省令で定めるものを行うこと。

七〇〇

行うための施設をいう。以下同じ。)

三 技能開発センター(向上訓練及び能力再開

設を行いうための施設をいう。以下同じ。)

四 身体障害者職業訓練校(前三号に掲げる施

設において職業訓練を受けることが困難な身

体に障害がある者等に対して行うその能力に

適応した養成訓練、向上訓練又は能力再開

訓練を行うための施設をいう。以下同じ。)

第二十三条の次に次の節名を加える。

第三節 事業主等の行う職業訓練の認定

等

第二十四条の見出しを「(都道府県知事による職業訓練の認定)」に改め、同条第一項中「事業主、事業主の団体若しくはその連合団体若しくは職業訓練法人、中央職業能力開発協会若しくは都道府県職業能力開発協会又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人、法人である労働組合その他の賞利を目的としない法人で、職業訓練を行い、若しくは行おうとするもの(以下「事業主等」という。)」を「事業主等」に改め、「行う職業訓練」の下に「のうち養成訓練、向上訓練又は能力再開訓練」を加え、「第十一条の規定による」を「第十九条第一項の」に改め、同条第一項中「(昭和二十二年法律第四十九号)」を削り、「きく」を「聴く」に改め、同条第三項中「第十一条の規定による」を「第十九条第一項の」に、「行なわなく」を「行わなく」に改める。

第二十六条の次に次の一条及び節名を加える。(華用)

第二十六条の二 第二十条から第二十二条までの規定は、認定職業訓練について準用する。この場合において、第二十一条第一項及び第二十一

条中「公共職業訓練施設の長」とあるのは、「認定職業訓練を行う事業主等」と読み替えるものとする。

第四節 職業訓練指導員等

第二十七条第一項中「準則訓練」を「公共職業訓

練及び認定職業訓練(以下「準則訓練」という。)

に、「並びに職業訓練」を「並びに職業能力の開発

及び向上」に改め、同条第二項中「職業訓練」の下に「その他この法律の規定による職業能力の開発

及び向上」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第十六条第五項(国が設置する公共職業訓

施設に係る部分に限る。)及び第七項並びに第二

十三項第三項の規定は、職業訓練大学校につい

て準用する。この場合において、第二十三条第

三項中「公共職業訓練を受ける」とあるのは、

「第二十七条第一項に規定する指導員訓練を受

ける」と読み替えるものとする。

第二十七条の二第一項中「教科」の下に「訓練時

間」を加え、同条第二項中「第二十四条」を「第二十

二条及び第二十四条」に、「同条第一項」を「第二十

二条中「公共職業訓練施設の長」とあるのは「職業

訓練大学校の長及び第二十七条の二第二項におい

て準用する第二十四条第一項の認定に係る第二十

七条第一項に規定する指導員訓練を行う事業主

等」と、第二十四条第一項に、「第十一条」とあるの

は、「」を「第十九条第一項」とあるのは「」に改める。

第二十八条第一項中「(養成訓練及び能力再開

訓練に限る。)」を「のうち養成訓練(第十五条第二

項第二号の労働省令で定めるものを除く。)及び能

力再開訓練」に改める。

第二十条の二を次のよう改める。

第三十条の二を次のよう改める。

(職業訓練指導員資格の特例)

第三十条の二 準則訓練のうち第十五条第二項第

二号の労働省令で定める養成訓練における職業

訓練指導員は、当該訓練に係る教科につき、第

二十八条第三項各号に掲げる者と同等以上の能

力を有する者のうち、相当程度の知識又は技能

を有する者として労働省令で定める者(同条第

五項各号のいずれかに該当する者を除く。)でな

ければならない。

第二十八条第一項に規定する職業訓練のうち

短期間の訓練課程の訓練その他の労働省令で定

められた訓練における職業訓練指導員については、

当該職業訓練指導員が当該訓練に係る教科につ

き同条第三項各号に掲げる者と準ずる能力を有

する者として労働省令で定める者(同条第五項

各号のいずれかに該当する者を除く。)に該当す

るときは、当該教科に関しては、同条第一項の

規定にかかるわらず、職業訓練指導員免許を受けた者であることを要しない。

第三十条の三及び第三十条の四を削る。

第三十条の三及び第三十条の四を削る。

第三十三条各号別記以外の部分並びに同条第一

号及び第二号中「行なう」を「行う」に改め、同条第

三号中「職業訓練」の下に「その他この法律の規定

による職業能力の開発及び向上」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第三十九条第一項中「変更」の下に「(第三十五条

は、「」を「第十九条第一項」とあるのは「」に改める。

第二項第四号に掲げる事項その他の労働省令で定

める事項に係るものと除く。」を加え、同条に次の

一項を加える。

第三十九条第一項中「(変更)」の下に「(第三十五条

は、「」を「第十九条第一項」とあるのは「」に改める。

ければならない。

第六十六条の二中「職業訓練及び技能検定」を

「職業能力の開発及び向上の促進」に、「職業訓練

及び技能検定の普及及び振興」を「第五条第一項に規定する職業能力の開発(第六十九条第一項において単に「職業能力の開発」という。)の促進」に改める。

第六十九条第一項第一号及び第三号から第五号までの規定中「及び技能検定」を「技能検定その他

職業能力の開発に改め、同項第六号中「職業訓練及び技能検定の推進」を「職業能力の開発の促進」に改める。

第六十九条第一項第一号及び第三号に「職業能力開発促進法」を「職業能力開発促進」に改める。

第八十六条中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に改める。

第八十六条の二中「職業訓練及び技能検定」を

「職業能力の開発及び向上の促進」に、「職業訓練

及び技能検定の普及及び振興」を「第五条第一項に規定する職業能力の開発(第六十九条第一項において単に「職業能力の開発」という。)の促進」に改める。

第八十九条第一項第一号、第五号及び第六号中「及び技能検定」を「技能検定その他の職業能力の開発に改め、同項第七号中「職業訓練及び技能検定」を

「職業能力の開発及び向上の促進」に、「職業訓練

及び技能検定の普及及び振興」を「第五条第一項に規定する職業能力の開発(第六十九条第一項において単に「職業能力の開発」という。)の促進」に改める。

第八十九条第一項第一号、第五号及び第六号中「及び技能検定」を「技能検定その他の職業能力の開発に改め、同項第七号中「職業訓練及び技能検定」を

「職業能力の開発及び向上の促進」に、「職業訓練

及び技能検定の普及及び振興」を「第五条第一項に規定する職業能力の開発(第六十九条第一項において単に「職業能力の開発」という。)の促進」に改める。

第九十四条中「第八十条第三項」を「第七十五条第一項第九号中「中央技能検定委員」とあるのは

「都道府県技能検定委員」と、第八十条第三項に「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に改める。

第九十四条中「第八十条第三項」を「第七十五条第一項第九号中「中央技能検定委員」とあるのは

「都道府県技能検定委員」と、第八十条第三項に「職業訓練審議会」を「第七章 職業能

力開発審議会」に改める。

第九十五条の見出しを「(中央職業能力開発審議会)」に改め、同条第一項中「中央職業訓練審議会」を「中央職業能力開発審議会」に改め、同条第二項

号中「免許」の下に「その他の資格」を加え、同条第五十七条中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に改める。

第六十二条中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に、「職業訓練基本計画」を「職業能力開発基本計画」に改め、同条第六十三条中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に、「行う職業訓練」を「設置する公共職業訓練施設」に改め、同条第六十五条及び第六十六条中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に改める。

理由

技術革新の進展、高齢化社会の到来その他最近における経済社会情勢の変化に対応し、事業主がその雇用する労働者の職業能力の開発及び向上を多様かつ計画的に促進することを奨励するとともに、公共職業訓練施設の運営が円滑かつ効果的に行われることを確保する等のため、所要の措置を講ずることにより、労働者の職業生活の全期間を通じて職業能力の開発及び向上を総合的かつ計画的に推進することができる制度を確立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

職業訓練法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

本案は、最近における経済社会情勢の変化に對応し、事業主による労働者の職業能力の開発

及び向上の多様かつ計画的な促進を奨励するとともに、公共職業訓練施設の円滑かつ効果的な運営を確保する等のための措置を講ずることにより、労働者の職業生活の全期間を通じて職業能力の開発及び向上を総合的かつ計画的に推進しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 法律の題名を「職業能力開発促進法」に改めること。

2 法律の目的について、職業訓練及び技能検定の内容の充実強化及びその実施の円滑化のための施策等を総合的かつ計画的に講ずることとなるよう改めること。

3 職業能力の開発の促進についての基本理念

を、労働者各人の希望、適性、職業経験等の条件に応じつゝ、雇用及び産業の動向、技術の進歩、産業構造の変動、経済活動の国際化等に即応できるようその職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行われるものとする。

4 職業訓練の基本理念を、労働者の自發的力を助長するよう配慮するものに改めること。

5 国及び都道府県の責務について、事業主その他の関係者の自主的な努力を尊重しつゝ、事業主の講ずる措置の奨励に努めるものとす

6 事業主がその雇用する労働者に対して行う

職業能力開発促進の方法について、他の施設により行われる教育訓練を受けさせること又

は有給教育訓練休暇の付与その他必要な援助を行うこと等の措置を講ずることにより行うこととなるよう改めること。

7 事業主は、職業能力の開発及び向上を段階的かつ体系的に促進するための措置に關する計画を作成するよう努めるとともに、計画の作成、実施等の業務を担当する者として職業能力開発推進者を選任するよう努めるものとする。

8 事業主等に対する援助として、国及び都道府県は、職業能力開発推進者に対する講習等を行うよう努めるものとするとともに、国

9 公共職業訓練においては、迅速かつ効果的な職業訓練の実施のため委託訓練を行うこと

ができるものとするとともに、職業訓練の基準を彈力的に定められるよう規定を改めること。

10 公共職業訓練施設の長は、職業訓練を受け

る者の就職について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

11 都道府県が設置する職業訓練校及び身体障

害者職業訓練校の運営費についての補助方式を負担金方式から交付金方式に改めること。

12 職業訓練指導員免許を必要とする職業訓練の範囲を改めること。

13 その他所要の規定の整備及び関係法律の規定の整備を図り、所要の経過措置を定めるものとすること。

14 この法律は、昭和六十年十月一日から施行するものとすること。ただし、11について

は、公布の日から施行するものとすること。

二 議案の可決理由

技術革新の進展等最近における経済社会情勢の変化に対応し、事業主による労働者の職業能

力の開発及び向上の促進を奨励するとともに、

公共職業訓練施設の効果的な運営を確保するための措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和六十年度一般会計予算（労働省所管）に八十三億七千九百万円、昭和六十年度労働保険特別会計の雇用勘定に二十五億九千万円及び昭和六十年度石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計の石炭勘定に五千四百万円がそれぞれ計上されている。

右報告する。

昭和六十年四月一日
社会労働委員長 戸井田三郎
衆議院議長 坂田 道太殿

〔別紙〕

職業訓練法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、技術革新の進展、高齢化等の諸情勢に対応し、訓練職種、内容、施設、設備等の基準の弾力化を図り、機械に職業訓練を展開できる体制を確立するとともに、指導員免許制度の総合的改善と研修制度の充実を図ること。また、特にME関連訓練の充実に努めること。

二、生涯能力開発給付金について、その充実や交付窓口の拡大等を図るとともに、有給教育訓練休暇制度等の活用を通じ、職業訓練が労働者の自発性を尊重するものになるよう、関係者を指導、援助していくこと。また、中小零細企業等において、訓練計画の策定や給付金の手続等が円滑に行われるよう、公共職業訓練施設が相談等の援助に努めること。

三、公共職業訓練については、その内容の改善を図るとともに、施設、設備、指導体制等の充実、強化に努めること。特に、中高年齢離転職者、婦人労働者及び障害者の訓練については、職種の開発も含め、施設、設備の拡充を図るとともに、委託訓練については、受講者が訓練職種を選択できる幅を拡大する観点から実施し、これにより、公共職業訓練の活性化と弾力的対応を図ること。

四 職業能力開発体制の整備を図るに当たつて

は、基礎的な出発点としての養成訓練をも重視して施策を推進すること。特に、国、都道府県は、昭和五十三年法改正時の附帯決議をも踏まえ、中卒者に対する職業訓練を、地域の実態に応じ引き続き実施し、新規学卒者及び若年労働者が不適に受講機会を失うことのないようにすること。

五、都道府県に対する職業訓練事業交付金については、人件費及び物価等の上昇、地域実態等に配慮した予算の配付を行うとともに、交付金制度の導入により、都道府県の職業訓練体制が後退することのないように措置及び指導すること。

六、訓練受講者の再就職の機会の拡大を図るため、訓練内容、種類の弾力化を図り、各種資格の取得などの便宜を与えるとともに、労働市場等の情報、分析等を含め、職業安定機関との連携を一層密にすること。また、失業給付非受給者の職業訓練手当については、その改善に努めること。

七、營利を目的としない法人等が行う認定職業訓練に対する援助、助成を充実するよう努めること。

八、継続した技能習得を可能にするため、技能検定の多段階化と内容の整備の検討を行うとともに、受検の促進に努めること。

九、公共職業訓練施設並びに中央及び都道府県職

業能力開発協会の運営に当たり、労働者の意見が十分反映されるよう努めること。また、事業内職業訓練計画の策定や実施、職業能力開発推進者の選任等について、労働者の意見が十分反映されるよう行政指導を行うこと。

第六節 監督(第四十三条・第四十四条)
第七節 补則(第四十五条・第四十七条)
第四章 雜則(第四十八条)
第五章 罰則(第四十九条・第五十一条)附則
第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、民間において行われる基盤技術に関する試験研究を円滑化し、民間の基盤技術の向上を図るための措置を講ずることにより、国民经济の健全な発展及び国民生活の向上に資するとともに、国際経済の進展に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「基盤技術」とは、鉱業、工業、電気通信業及び放送業（有線放送業を含む。）の技術その他電気通信に係る電波の利用の技術のうち通商産業省又は郵政省の所掌に係るものであつて、国民经济及び国民生活の基盤の強化に相当程度寄与するものをいう。

第二章 国の財産の利用等
(国有施設の使用)
第三条 政府は、政令で定めるところにより、基盤技術に関する試験研究を行う者に国有の試験研究施設を使用させる場合で、民間の基盤技術の向上を図るために必要があると認めるときは、その使用の対価を時価よりも低く定めることができる。

日次

昭和六十一年一月十五日

内閣総理大臣 中曾根康弘

基盤技術研究円滑化法

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 国の財産の利用等

(国有施設の使用)

第三条 政府は、政令で定めるところにより、基盤技術に関する試験研究を行う者に国有の試験

研究施設を使用させる場合で、民間の基盤技術の向上を図るために必要があると認めるときは、その使用の対価を時価よりも低く定めるこ

(国際共同研究に係る特許発明等の実施)

第四条 政府は、外国の政府若しくは公共的団体又は国際機関と共同して民間の基盤技術の向上に資するために行つた基盤技術に関する試験研究の成果に係る国有の特許権及び実用新案権のうち政令で定めるものについて、これらの者その他他の政令で定める者に対し通常実施権の許諾を行うときは、その許諾を無償とし、又はその許諾の対価を時価よりも低く定めることができるもの。

(政府の責務)

第五条 政府は、前二条に規定するもののほか、民間において行われる基盤技術に関する試験研究を円滑化し、民間の基盤技術の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 基盤技術研究促進センター

第一節 総則

(目的)

第六条 基盤技術研究促進センターは、民間において行われる基盤技術に関する試験研究の促進に関する業務を行うことを目的とする。

(法人格)

第七条 基盤技術研究促進センター(以下「センター」という。)は、法人とする。

(数)

第八条 センターは、一を限り、設立されるものとする。

官報号外

(資本金)

第九条 センターの資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 センターは、必要があるときは、通商産業大臣及び郵政大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定によりセンターがその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに出資することができること。

(持分の払戻し等の禁止)

第十条 センターは、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 センターは、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。(持分移転の対抗要件)

第十一條 出資者の持分の移転は、取得者について第四十五条第二項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載した後でなければ、センターその他

の第三者に对抗することができない。

(名称)

第十二条 センターは、その名称中に基盤技術研究促進センターという文字を用いなければならぬ。

(登記)

2 センターでない者は、その名称中に基盤技術研究促進センターという文字を用いてはならない。

3 センターでない者は、その名称中に基盤技術研究促進センターといふ文字を用いてはならない。

4 センターでない者は、その名称中に基盤技術研究促進センターといふ文字を用いてはならない。

い。

(登記)

第十三条 センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に对抗することができない。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けているとき。
一 設立の手続又は定款若しくは事業計画書の内容が法令に違反するとき。

(民法の準用)

第十四条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、センターについて準用する。

第二節 設立

(発起人)

第十五条 センターを設立するには、基盤技術について学識経験を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に対する出資を募集しなければならない。

(設立の認可等)

3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、通商産業省令、郵政省令で定める。

(設立の認可等)

第十六条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を通商産業大臣及び郵政大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

(事務の引継ぎ)

第十八条 前条第一項の規定により会長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を会長となるべき者に引き継がなければならない。

二 会長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

第十九条 会長となるべき者は、前条第二項の規

2 センターの定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資本金 出資及び資産に関する事項
- 五 役員に関する事項
- 六 評議員会に関する事項
- 七 業務及びその執行に関する事項
- 八 財務及び会計に関する事項
- 九 定款の変更に関する事項
- 十 公告の方法

2 センターの定款の変更は、通商産業大臣及び郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)

第二十一条 センターに、役員として、会長一人、理事長一人、副理事長一人、理事四人及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第二十二条 会長は、センターを代表し、その業務を総理する。

定による出資金の払込みがあったときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 センターは、設立の登記をすることによって成立する。

第三節 管理

(定款記載事項)

第二十条 センターの定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 理事長は、センターを代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐してセンターの業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。
- 二 副理事長は、センターを代表し、定款で定めることにより、会長及び理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 三 理事は、定款で定めるところにより、会長、理事長及び副理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、会長、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 四 理事長及び副理事長は、センターの業務に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

5 監事は、センターの業務を監査する。

6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第二十一条 通商産業大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 通商産業大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

3 会員は、自身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

4 会員は、評議員会を再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第二十五条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

第二十六条 通商産業大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

(役員の解任)

第二十七条 通商産業大臣又は会長は、会員が任命する。

(職員の任命)

第二十九条 センターの職員は、会員が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第三十条 センターの役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員となる。

第三十一条 センターは、第六条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 民間に於いて行われる基盤技術に関する試験研究に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと。
- 二 政府以外の者に対し、基盤技術に関する試験研究を國の試験研究機関と共同して行うことについてあつせんすること。
- 三 政府以外の者の委託を受けて、基盤技術に関する試験研究を行うこと。
- 四 海外から基盤技術に関する研究者を招へいすること。

(業務)

第二十二条 センターは、第六条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 民間に於いて行われる基盤技術に関する試験研究に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと。
- 二 政府以外の者に対し、基盤技術に関する試験研究を國の試験研究機関と共同して行うことについてあつせんすること。
- 三 政府以外の者の委託を受けて、基盤技術に関する試験研究を行うこと。
- 四 海外から基盤技術に関する研究者を招へいすること。

(評議員会)

第二十三条 会長、理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

(代表権の制限)

第二十四条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(評議員会)

第二十五条 センターに、その運営に関する重要な事項を審議する機関として、評議員会を置く。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に基盤技術研究促進センターという文字を用いていいる者については、第十二条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条 センターの最初の事業年度は、第三十四条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第四条 センターの最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十五条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「センターの成立後異常なく」とする。

(工業技術院設置法の一部改正)

第五条 工業技術院設置法(昭和二十三年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三条第五号の次に次の二号を加える。

五の一 基盤技術研究促進センターに関する

こと。

(郵政省設置法の一部改正)

第六条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第四十三号中「及び放送大学学園」を「放送大学学園及び基盤技術研究促進センター」に改める。

理由

最近の飛躍的な技術革新を契機とした産業社会の変革の兆しに適切に対応し、我が国経済社会の

新たな発展と国際経済社会への積極的貢献を図る観点から、国民経済及び国民生活の基盤の強化に相当程度寄与する技術に関し民間において行われる試験研究を円滑化し、民間の当該技術の向上を図るため、これに必要な国の財産の利用に関する特例措置を講ずるとともに、基盤技術研究促進センターを設立して当該試験研究に必要な資金の出資及び融資その他の業務を行わせる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

の基盤の強化に相当程度寄与するものについて。(1) 国有施設の使用
政府は、基盤技術に関する試験研究を行う者に国有の試験研究施設を使用させる場合で、民間の基盤技術の向上を図るために必要があると認めるときは、その使用的対価を時価よりも低く定めることができること。

(2) 國際共同研究に係る特許発明等の実施
政府は、外国の政府等と共同して民間の基盤技術の向上に資するために行つた基盤技術に関する試験研究の成果に係る国有の特許権等について、これらの者等に対し通常実施権の許諾を行うときは、その許諾を無償とし、又はその対価を時価よりも低く定めることができる。
(3) 政府の責務
政府は、(1)、(2)のほか、民間において行われる基盤技術に関する試験研究を円滑化し、民間の基盤技術の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ。
(4) 評議員会
センターに、その運営に関する重要な事項を審議する機関として、学識経験を有する者二十人以内で組織する評議員会を置く。
(5) 業務
センターは次の業務を行う。

- ① 民間に於いて行われる基盤技術に関する試験研究に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと。
- ② 政府以外の者に対する基盤技術に関する試験研究を國の試験研究機関と共同して行うことについてあつせんすること。
- ③ 政府以外の者の委託を受けて、基盤技術に関する試験研究を行うこと。

基盤技術に関する試験研究の促進に関する業務を行うことを目的とする。

センターの資本金は、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

(2) 資本金

(3) 設立

政大臣の認可を受けて一を限つて設立される。

(4) 評議員会

センターに、その運営に関する重要な事項を審議する機関として、学識経験を有する者二十人以内で組織する評議員会を置く。

(5) 業務
センターは次の業務を行う。

- ① 民間に於いて行われる基盤技術に関する試験研究に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと。
- ② 政府以外の者に対する基盤技術に関する試験研究を國の試験研究機関と共同して行うことについてあつせんすること。
- ③ 政府以外の者の委託を受けて、基盤技術に関する試験研究を行うこと。

の基盤技術に関する試験研究の促進に関する業務を行うことを目的とする。

(1) 目的

センターの法律において「基盤技術」とは、鉱業、工業、電気通信業及び放送業(有線放送業を含む)の技術その他電気通信に係る電波の利

用の技術のうち通商産業省又は郵政省の所掌に係るものであつて、国民経済及び国民生活に係ること。

⑤ 基盤技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

(6) 基盤技術に關し調査すること。

(7) ①～⑥の業務に附帯する業務を行うこと。

と。

(8) ①～⑦のほかセンターの目的を達成するため必要な業務を行うこと。

(6) その他

センターの自主性の尊重、役員、財務及び会計、利益及び損失の処理、監督、報告及び検査等につき規定する。

主務大臣

この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

(1) 役員及び職員その他管理業務に関する事項(②に掲げるものを除く。)について

は、通商産業大臣

(2) 財務及び会計に関する事項について

は、通商産業大臣及び郵政大臣

(3) センターの業務であつて、鉱業及び工業の技術に係るものに関する事項について

は、通商産業大臣

(4) センターの業務であつて、電気通信及び放送業(有線放送業を含む。)の技術その他の電気通信に係る電波の利用の技術に係るものに関する事項については、郵政

罰則等所要の規定を設ける。

6 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、民間において行われる基盤技術に関する試験研究を円滑化し、民間の基盤技術の向上を図るための措置として、妥当なものと認められ、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

基盤技術研究促進センターの基本財産及び初年度分事業資金として、昭和六十年度産業投資特別会計予算に同センターへの出資額一〇〇億円が、昭和六十年度政府関係機関予算に日本開発銀行から同センターへの出資三〇億円がそれぞれ計上されている。

昭和六十年四月三日
右報告する。

[別紙]

商工委員長 紫谷 茂

衆議院議長 坂田 道太殿

基盤技術研究円滑化法案に対する附帯決議
政府は、本法施行に当たり、基盤技術に関する試験研究の一層の円滑化を図るために適切な措置を講ずべきである。

第一 基盤技術に関する基盤研究、応用研究を中心とした試験研究を積極的に推進するため、基盤

技術研究促進センターの事業運営に必要な資金の充実に努めること。

二 基盤技術研究促進センターの運営について
は、民間の活力が發揮されるようセンターの自主性の尊重と民間の意見の反映に留意し、いやしくも、縦割り行政の弊害が生じないよう対象案件の重要性に即した効率的な資金配分を配慮すること。

三 中小企業が本法の施策を十分に活用することができるよう、その運用に万全を期すること。

四 国による委託研究開発制度の運用について
は、民間の研究意欲の向上に資するため、その成果たる特許権等の取扱いの弾力化を図ること。

五 創造的な技術開発を推進していくためには、産業官連携の強化が緊要であることにかんがみ、国と民間との研究者の交流、予算の取扱いについて早急に現行諸制度を見直し、所要の改善に努めること。

六 國際経済社会への積極的貢献を果たすため、國際研究協力の一層の推進に努めること。

七 民間では実施できない試験研究を積極的に推進していく観点から、國の試験研究機関の研究開発費の充実に努めること。

昭和六十年二月二十五日

内閣総理大臣 中曾根康弘

貿易研修センター法を廃止する等の法律

(貿易研修センター法の廃止)

第一条 貿易研修センター法(昭和四十二年法律

第二百三十四号。以下「旧法」という。)は、廃止す

る。

(旧法の暫定的効力)

第二条 この法律の施行の際現に存する貿易研修センター(清算中のものを含む。)については、

旧法は、当該貿易研修センターが解散により消滅する時(第四条第一項の規定によりその組織を変更する場合にあつては、その組織変更の時)までの間は、なおその効力を有する。

(貿易研修センターの解散)

第三条 昭和六十一年三月三十一日の経過する時に現に存する貿易研修センターは、前条の規定によりなお効力を有することとされる旧法第二十二条の規定にかかるらず、その時に解散する。この場合における解散及び清算について

は、同条第一項第三号に掲げる事由による貿易研修センターの解散及び清算の例による。

(財團法人への組織変更等)

第四条 貿易研修センターは、昭和六十一年三月三十一日までの間ににおいて、その組織を変更し

て民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立される財團法人(以下単に

右

国会に提出する。

「財團法人」という。)になることができる。

2 前項の規定により貿易研修センターがその組織を変更して財團法人になるには、組織変更のために必要な定款の変更をし、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項の規定による組織変更是、前項の認可があつた時にその効力を生ずる。

4 第一項の規定による組織変更後の財團法人に係る民法その他の法令の適用については、第二項の認可是、財團法人の設立許可とみなす。

5 第一項の規定による財團法人への組織変更に伴う貿易研修センターの登記について必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第三項から第七項までの規定は、昭和六十一年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この法律の施行前(第二条に規定する貿易研修センターについては、同条の規定によりなお効力を有することとされる旧法の失効前)にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(所得税法の一部改正)

3 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七百二十二条第一項第一号中「私立学校法第六十四条第四項の法人及び貿易研修センター」を「及び私立学校法第六十四条第四項の法人に改める。

第七十三条の四第一項中第二十号を削り、第一号とし、第二十二号の二を第二十二号とする。

第三百四十九条の三中第二十五項を削り、第二十六項を第二十五項とし、第二十七項から第二十項までを一項ずつ繰り上げる。

第七百二十二条第一項中「第三十項」を「第二十九項」に改める。

別表第一第一号の表貿易研修センターの項を削る。

(法人税法の一部改正)

4 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表貿易研修センターの項を削る。

(登録免許税法の一部改正)

5 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三中二十八の項を削り、二十七の項を二十八の項とし、二十六の二の項を二十七の項とする。

(地方税法の一部改正)

6 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第一号中「私立学校法第六十四条第四項の法人及び貿易研修センター」を「及び私立学校法第六十四条第四項の法

一 議案の要旨及び目的

本案は、国際的な経済活動に係る業務に従事する者等に対する研修業務等の実施について、

民間活力の一層の活用を図るために、その主な内容は次のとおりである。

1 貿易研修センター法の廃止とその暫定的効力

二 議案の内閣提出

本案は、国際的な経済活動に係る業務に従事する者等に対する研修業務等の実施について、民間活力の一層の活用を図るために、その主な内容は次のとおりである。

この法律案を提出する理由である。

貿易研修センター法を廃止する等の法律案

三 貿易研修センター法を廃止する等の法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、国際的な経済活動に係る業務に従事する者等に対する研修業務等の実施について、

民間活力の一層の活用を図るために、その主な内容は次のとおりである。

1 貿易研修センター法の廃止とその暫定的効力

二 議案の内閣提出

本案は、国際的な経済活動に係る業務に従事する者等に対する研修業務等の実施について、民間活力の一層の活用を図るために、その主な内容は次のとおりである。

1 貿易研修センター法(昭和四十二年法律第百三十四号)は廃止する。この法律の施行の際現に存する貿易研修センターについては、

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

7 前項の規定による改正後の方税法第三百四十九条の三の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和六十一年度分までの固定資産税については、なお從前の例による。

2 貿易研修センターの解散

昭和六十一年三月三十一日の経過する時に現に存する貿易研修センターは、なお効力を有することとされる貿易研修センター法の解散

散に関する規定にかかるわらず、その時に解散する。

3 貿易研修センター法は、同センターの財團法

人への組織変更の時等までの間は、なおその効力を有する。

4 貿易研修センター法は、同センターの財團法の認可を受けなければならない。

5 貿易研修センターは、昭和六十一年三月三十一日までの間において、その組織を変更して民法第三十四条の規定により設立される財團法人になることができる。その場合、同センターは、組織変更のために必要な定款の変更をし、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。組織変更は、認可があつたときにその効力を生ずる。

4 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則の所定の税法、法人税法、登録免許税法及び地方税法の一部改正については、昭和六十一年三月三十一日の間において政令で定める日から施行する。

5 貿易研修センターへの組織変更

貿易研修センターは、昭和六十一年三月三十一日までの間において、その組織を変更して民法第三十四条の規定により設立される財團法人になることができる。その場合、同セ

ンターは、組織変更のために必要な定款の変更をし、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。組織変更は、認可があつたときにその効力を生ずる。

6 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則の所定の税法、法人税法、登録免許税法及び地方税法の一部改正については、昭和六十一年三月三十一日の間において政令で定める日から施行する。

7 貿易研修センター法を廃止する等の法律案

本案は、国際的な経済活動に係る業務に従事する者等に対する研修業務等の実施について、

民間活力の一層の活用を図るために、その主な内容は次のとおりである。

1 貿易研修センター法の廃止とその暫定的効力

8 議案の内閣提出

本案は、国際的な経済活動に係る業務に従事する者等に対する研修業務等の実施について、民間活力の一層の活用を図るために、その主な内容は次のとおりである。

1 貿易研修センター法(昭和四十二年法律第百三十四号)は廃止する。この法律の施行の際現に存する貿易研修センターについては、

て、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

本案に対しては、日本共産党・革新共同野間友一君外一名より貿易研修センターの解散を内容とする修正案が提出されたが、否決された。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和六十年四月三日

商工委員長 粕谷 茂

貿易研修センター法を廃止する等の法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、組織変更後の貿易研修センターが引き続きその機能を發揮するよう、教課内容の改善、国際交流の充実等の事業運営について十分な指導、協力をを行うとともに、寄附金に関する税制面について適切な措置を講じ、民間資金の円滑な導入が図られるよう配慮すべきである。

衆議院会議録第十六号中正誤

昭和六年四月四日 衆議院議録第十九号

明治三十五年三月三十日可付

発行所
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 三三一〇二二(大代)
手 105
一定価一〇円